

こぐわ・あゆかい保育園統合整備イメージ

- 「四季の郷」地内福祉用地に統合新設整備
- 定員 150 人(内 3 歳未満 60 人)程度の規模
- 保育方針などを含め、これまでの優良な保育を継続的に実施できる体制の確立
- 延長保育の時間延長など保育サービスの充実
- 子育て支援センターや学童保育などの併設により、町全体の子育て支援拠点施設として整備
- 保護者や地域の方々と意見交換を行いながら、安全対策や自然環境などに配慮した施設整備
- 施設整備完了後に民営化による運営に移行

◇こぐわ・あゆかい保育園の統合整備、民営化の流れについては、受託法人との具体的な詰めと統合保育園の施設整備を同時進行し、施設完成後の新年度から受託法人による運営を開始するという形で進めます。それまでの間は、これまで同様とし、老朽化している園舎の修繕などについても適切に対応していきます。

※ なお、当該土地については、保護者などから主要地方道や線路・河川に隣接した土地であることを理由に、安全性や騒音などについて懸念する声があるため、各種課題に対して意見交換をしながら対応していきます。



shitatakayamagata.jp

Eメール: kenfuku@so.town.

FAX: 86-0115

☎: 86-0212

健康福祉課子育て支援係

■問い合わせ

町ホームページ

センター)、中央公民館、

健康福祉課窓口(健康福祉

○ 検討結果(案) 公開場所

検討結果(案) に対するご意見は、住所・氏名・連絡先(電話番号)を必ず明記の上、郵便はがき、FAX、電子メールなどでお寄せください。11月22日(月) 必着でお願いします。(電話によるご意見はご遠慮願います。)

(※1)「白鷹町保育所運営検討委員会の検討中間報告」の概要

1. 保育所民営化についての基本的事項の確認
 - ①保育水準の維持向上が図られること。
 - ②将来にわたり柔軟かつ効率的な保育園運営を確立すること。
2. 児童数が減少する中での将来の保育所の施設配置等について
 - ①施設が老朽化しているこぐわ保育園とあゆかい保育園については、保育規模の適正化を図るとともに、効率的な運営・施設整備の観点から統合する。
 - ②ひがしね保育園、よつば保育園、あらと保育園については、当面3園による運営とし、今後入所児童数の推移を見ながら必要に応じて対応を検討していく。
 - ③ひがしね保育園については、町内の障がい児保育を担っていることなどから、当面公設公営による運営とする。将来的には、柔軟かつ効率的な保育園運営を確立するため民営化の検討を行う。
 - ④よつば保育園については、平成21年度から5年間、指定管理者制度による運営となっていることから、これまでの運営形態を継続し、指定管理期間の更新時期に向けてより良い方向を目指す。
3. 保育所民営化の形態について
 - ①保育所運営費や施設整備費に対する現時点での財源措置等を考慮し「民設民営」を基本とする。
 - ②国の制度改正などを注視しながら進めていく必要がある。
4. 老朽化施設(こぐわ保育園とあゆかい保育園)の整備の方向性について
 - ①2園統合の方向付けを受けて、町の財源が許すのであれば新たに整備することが望ましい。
 - ②施設の設置場所については、これまでの経過を踏まえ、また、まちづくり座談会や地域、保護者会等の意見、町の財政状況などから最終的には町が決定すべきである。
 - ③子育て支援センターや学童保育などの機能向上についても、子育て支援の拠点施設として統合保育園を整備することが理想的だが、町の財政状況も考慮し最終的には町が決定すべきである。
5. 受託法人の検討について
 - ①一法人が町内の保育園全てを運営するというのではなく、切磋琢磨できる環境が望ましい。
 - ②保育の継続性や町民意見の反映、福祉事業の実績、経営の安定性などを考慮し、町内の社会福祉法人を中心に検討した結果、広範囲な福祉事業に実績のある「社会福祉法人 白鷹町社会福祉協議会」が適任である。

なお、社会福祉法人に対しては町職員保育士等の派遣が3年以内(5年まで延長可)の期間で可能であり、これまでの保育の継続性が確保できる。
6. 保育所民営化に伴う保育サービス充実の検討について
 - ①子育ての第一義的責任は保護者であるという基本認識のもとに、保育所民営化に伴う効果(機動性、財源など)により、乳児保育の実施や延長保育の時間延長、保育料の軽減など時代に見合った子育て支援策の充実を図るべきである。